

指定管理施設の管理運営評価票（評価対象年度：令和 6 年度）

施設所管部署	健康福祉部 地域福祉課
評価対象期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日
評価対象年度指定管理料	99,369,000 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名称	焼津市総合福祉会館
	所在地	焼津市大覚寺 3 丁目 2-2
	設置目的	地域福祉活動の拠点として福祉サービスの総合的な提供を促進し、福祉の増進を図る。
	設備の概要	(施設面積) 延床面積 5170.49 m ² (施設内容) 貸館設備、入浴施設

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名称	焼津市社会福祉協議会
	所在地	焼津市大覚寺 3 丁目 2-2
指定管理業務の内容	○施設の利用に関する業務 ○福祉避難所に関する業務 ○施設の運営に関する業務 ○その他市長が必要と認める業務 ○施設及び付属設備の維持管理に関する業務	
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 3 1 日	

3. 指定管理者業務運営項目評価

評価項目	指定管理者		市	
	自己評価	評価の理由	評価	評価の理由
1. 施設体制に関する評価	B	協定書等に準じた施設管理体制を整え、その水準に概ね沿った管理をしている。 開館して 22 年が経っており修繕箇所が多い中、委託業者と連携して修繕をしている。 また、市への月例の報告も期限内に提出し、緊急を要する場合には、その都度連絡し報告した。 防災訓練についても消防計画上で決められた年 2 回の訓練に加え、夜間休日に備えた訓練の実施と携帯アプリを活用した社協職員による情報伝達訓練を行ったほか、シェイクアウト訓練にも積極的に参加した。 また、年 2 回の訓練の内、1 回は福祉ゾーン合同で実施した。	B	施設の管理体制については、必要な人員が配置され、仕様書等を遵守した管理がなされた。 各種報告書類等については、期限を厳守していることに加え、緊急を要する事象に関しては、まずは電話等により市担当者へ第一報を入れるなど、適時適切な報告がなされた。 また、防災訓練については、通常の訓練に加え、夜間休日訓練など、実効性の高い訓練を実施するなど、防災体制の向上に向けた取組を積極的に行った。
2. サービス内容や水準に関する評価	B	自主事業としては、映画会や探検ツアーを実施して会館の P R や集客に努めた。 また、館内ディスプレイについても季節を感じられるものとし来館者の目を楽しませており、創意工夫した。 その他、意見箱の設置やアンケート実施にて利用客の意見を収集し、サービス向上に努めた。 アンケートの総合評価で 82%の方が 5 段階中 4 以上の高評価をいただいた。	B	利用者への対応については、利用者アンケートの結果が概ね高評価であったことから、丁寧な接遇に努めたことがうかがえる。 また、利用者数はコロナ前の水準にはまだ届かないが、自主事業の他、創意工夫によるイベントを開催するなど、会館の P R や集客に努めた。 維持管理については、仕様書等に従い、衛生管理や保守管理が適切になされた。

3. 収支等の評価	B	指定管理料の範囲内で最大限の効果を上げており、適正な帳簿等の管理により、健全な予算執行を行った。 また、管理室において空調の温度管理や照明管理を徹底し、経費削減に努めた。	B	経理事務や予算の執行については、適正に行われおり、物価や人件費の高騰が続く中、経費削減に努め、適切な管理運営がなされた。 また、設備の老朽化による不具合が引き続き課題であるが、裁量の範囲で可能な限りの修繕を率先して行った。
総合評価	B	協定書等を遵守し、その水準に沿った管理運営を行っている。 また、総合福祉会館は、焼津市の福祉の拠点であり、福祉に対するノウハウがある社会福祉協議会が指定管理を受ける事により、総合福祉会館の機能を最大限に発揮し、利用価値を高めている。 利用者アンケート結果も82%の方が概ね満足との高評価をいただいた。 施設の管理については、開館して22年が経っており、修理箇所も運営する上で、一部支障があるような大きな修繕も出てきているが、担当課と連携を密にして対応できている。 これからも点検等を怠ることなく実施し、利用者に喜ばれるような、より良い施設運営に努めていく。	B	総合的には良好な結果であった。 施設の管理に対する対応も適切であり、緊急的な対応も問題なく、施設の不具合等の市への連絡調整も速やかになされている。 経理事務や予算の執行についても、適正に行われおり、光熱水費や人件費の高騰が続く中、経費削減に努め、適切な管理運営がなされおり、適正なものとは判断した。

【評価区分】

評価基準：A（優良）協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。

B（良好）協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。

C（課題含）協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。

D（要改善）協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。